

信州の観光スポットと知的財産（観光産業の復活を願って）

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

長野県には多くの観光地があり、観光産業は経済を支える礎の一つになっています。

宿泊施設数は全国1位（厚生労働省、H25）、観光宿泊者数は全国2位（(財)日本交通公社、2011年）と上位にあります。

そこで、県内の観光スポット（筆者が選択）の名称を付した知的財産（商標権）の登録状況について確認した結果、本来の制度目的と共に課題も明らかになりました。



2. 信州の観光スポットと商標登録状況

下表に、観光スポットと、該名称を含む商標の登録件数、権利者の内訳を示します。

【観光スポットと商標出願状況】

観光スポット	全数	県内	県外	企業	個人	団体	登録済の地名等
戸隠	22	19	3	18	3	1	戸隠高原
善光寺	106	106		102+4			善光寺
志賀高原	10	9	1	8	2	0	志賀高原
スノモンキー、雪猿	6	4	2	6	0	0	
野沢温泉	6	6	0	2	1	3	
杏（あんず）の里	3	3	0	0	1	2	
千曲川	8	6	2	6	1	1	千曲川
松本城	6	4	2	4	2	0	松本城
開智	5	1	4	5	0	0	開智
白馬	63	38	25	41	8	4	白馬、白馬八方尾根
上高地	20	17	3	17	3	0	上高地
北アルプス	36	12	24	29	4	3	北アルプス
妻籠	4	4	4	2	0	0	
木曾	100	58	42	76	10	0	木曾路、木曾御岳（山）、木曾桜、木曾川、木曾街道
乗鞍	3	3	0	2	1	0	乗鞍高原
安曇野	74	51	23	51	12	11	安曇野
穂高	14	5	9	3	2	1	穂高
上田城	1	1	0	1	0	0	
別所温泉・街道	3	3	0	0	3	0	
白樺湖・高原	5	2	3	5	0	0	白樺高原
美ヶ原	5	2	3	1	0	2	
軽井沢	175	88	87	152	17	6	

観光スポット	全数	県内	県外	企業	個人	団体	登録済の地名等
浅間	44	19	25	38	1	5	浅間、浅間山、浅間連峰
昼神温泉	1	1	0	0	0	1	
千畳敷	2	2	0	2	0	0	千畳敷
中央アルプス	2	1	1	2	0	0	
諏訪湖	11	10	1	0	0	1	
諏訪大社	30	30	0	30	0	0	諏訪大社
霧ヶ峰	15	2	13	15	0	0	霧ヶ峰
南アルプス	39	5	34	30	2	7	南アルプス

(1) この結果、登録件数の上位は、1位 軽井沢、2位 木曽、3位 安曇野、4位 白馬、5位 浅間 であり、これらは地名の周知性又は価値の高さを表していると考えられます。(「善光寺」は、善光寺が大多数を保有しているため、上記から除きました。)

(2) 県外の出願人による登録件数は、1位 軽井沢、2位 木曽、3位 南アルプス、4位 白馬、浅間 6位 安曇野 となっています。なお「木曽」は中京地区、「南アルプス」は山梨県に接している影響があると思われます。また、「白馬」は地名ではなく、白い馬の意味で使われている例もあります。

(3) 商標登録件数は、観光地の知名度や注目度の指標と考えられます。関係自治体や団体は、地域おこしのための地域の特徴や特産品のPR活動の一環として商標を取得し、活用することをお勧めします。具体例として、

「軽井沢」では、軽井沢町、軽井沢町商工会、団地管理組合が、「木曽」では、木曽町、木曽広域連合、木曽漆器組合、「安曇野」では、安曇野市、中央経友会、「白馬」では、(一社)白馬村観光局、白馬村振興公社、大町市、小谷村が商標登録を行なっています。

3. 地名の登録

(1) 地名(地理的名称)を普通に表示した商標は、識別性や商品の品質・役務の誤認のおそれを考慮して、登録要件を満たさない又は不登録事由に該当するとして商標登録をしないことになっています。(商標法第3条第1項第3号)

(2) しかし、地名と思われる商標が登録されています。数十年以上前は審査基準が異なっていたと思われ、多数登録され現在まで残っているものがあります。(一覧表参照)

このことは、地名と思って使用すると、商標権侵害になる恐れがあることを示します。トラブルに至った例は少ないものの、地名を商品の名称として使用できなかった事例が発生しています。

(3) 商標法について

商標登録は10年ごとに更新が可能であり、永久権と言われています。さらに、指定商品や役務は同じ分類内ならば広く指定することが可能であり、実際には使用していない場合であっても登録され、維持されている場合が数多くあります。

その結果、権利者が使用していないに拘わらず、他者の使用が制限されることとなります。

これらの状況に鑑み、登録当時は適法であったとしても現在では商標法第3条第1項第3号に該当するおそれがある商標（下表参照）は、①不使用取消しを容易にする、②更新時に使用中の商品に限定する等の法制度を検討し、門戸を広げるよう期待します。

【地名等そのものが登録された観光スポット名と商品分類】

登録済の観光スポット名	指定商品（右表参照）
戸隠高原	33
善光寺	(大多数は善光寺が保有)
志賀高原	33
千曲川	16、30
松本城	33
開智	30
白馬、白馬八方尾根	3、9、16、24、27 29、30
上高地	29、30、31
北アルプス	3、33
木曾路、木曾御岳(山)、 木曾桧、木曾川、 木曾街道	1、5、29、30、31 32、33、42
乗鞍高原	30
安曇野	29、30、31、32
穂高	1、15
白樺高原	29、30
浅間、浅間山、浅間連峰	1、30、32
千畳敷	30、33
諏訪大社	(諏訪大社で保有)
霧ヶ峰	7、9、11、30
南アルプス	30

【商品分類と商品】

分類	商品群（*一部を簡略化）
1	化学品
3	洗剤及び化粧品
5	薬剤
7	加工機械、その他の機械
9	一般機械器具、電気制御用機械器具
11	照明、加熱、調理、冷却、乾燥、換気、給水又は衛生用の装置
15	楽器
16	紙、紙製品及び事務用品
24	織物
27	床敷物及び織物製でない壁掛け
29	動物性の食品及び加工した野菜
30	加工した植物性の食品及び調味料
31	加工していない陸産物、生きている動植物
32	アルコールを含有しない飲料及びビール
33	アルコール飲料
42	科学技術・産業の調査研究、設計、ソフトウェアの設計・開発

4. まとめ

観光地で土産物や特産品等に名前を付ける場合、観光地の名称と商品の種類を一体にして商品の名称にすることが容易に考えられ、営業にも効果的と思われます。そして、観光地の名称を使っていただくことが観光産業の発展にもつながります。

しかし、現実には上述のように制限のある場合が多くありますので、新しく事業や商品の名称を付ける際には、事前にINPIT知財総合支援窓口にご相談し、危険を回避することをお勧めします。

(原稿作成2020年6月)